

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		産業文化センターの利用料金の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市産業文化センター条例
条 項		第 1 2 条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		